

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第6回）

1. 日時：令和2年11月25日（水）10：00～11：30

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>谷脇総務審議官、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、梅村データ通信課長、翁長移動通信課長、香月事業政策課調査官、甚田事業政策課課長補佐、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 皆さんおはようございます。本日はお忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第6回）を開催いたします。

本日の会議は、前回同様ウェブでの開催とさせていただいて、私は試みに会場に来ています。本日は一般傍聴でもウェブ会議システムということで音声のみ傍聴できるということになっております。

まず、事務局からウェブ会議システム及び配付資料の関係での留意事項をお願いいたします。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要あればこちらも御活用いただければと思います。ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、事前に事務局よりお送りしたURLにもう一度ログインし直していただければと思い

ます。

なお、構成員の皆様の画面には事務局が資料を投影しておりますが、システムの関係でページ送り等にタイムラグや不具合が生じることがございます。その際は事前にお送りしている資料を御覧いただければと存じます。

以上、よろしく願いいたします。

【大橋座長】 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

本日は3つ議事がございます。第1に、第I期の論点整理（案）についての意見募集の結果について御説明いただきます。その後、第II期の進め方ということで説明いただいた後、先生方と意見交換をさせていただければと思います。

それでは、総務省より第I期の論点整理（案）についての意見募集の結果について御説明のほうをお願いいたします。

【香月事業政策課調査官】 事務局の事業政策課の香月です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料6-1の1ページをおめくりいただきたいと思います。意見募集の結果です。実施期間は、前回会合の後、8月13日から9月11日まで行いました。意見の提出は、合計25者から、電気通信事業者など自治体、団体なども含めて15者、個人から10者の御意見をいただいております。

以後の資料では、基本的には前回の論点に沿った形で分類をしております。

最初に、総論的に御意見をいただいたところがございますので、そこははじめにという形でまとめてございます。

まず、総論の1番です。2行目辺りからですが、国民のコンセンサスを得ながら丁寧に議論を進めることが重要です。第I期議論において、現在のブロードバンド環境の維持を目指す目的として、テレワーク・遠隔医療・遠隔教育などが挙げられたこと、それらを安定的に利用できることが望ましいとして、ブロードバンドサービスの内容が示されたことは意義がある。また、3段落目になりますが、ブロードバンドにより実現を目指すサービスは、恒久的に固定されるものではなく、その実現手段も、社会の要請・技術の進化を受けて変わっていくことを踏まえた検討が必要だ。それから、最後の段落ですが、第II期議論で検討を深めていく際には、現在提供されているブロードバンドサービスの競争環境に影響を及ぼさず、持続可能な仕組みとすることに留意しつつ検討していただきたいという御意見がございました。

また、少し飛んでいただきますが、4ページ目になります。

下から2段落目のところです。光ファイバ整備が進展している我が国においては、一定の品質要件を満たすブロードバンドサービスの提供を全国あまねく確保するという考え方よりも、F T T Hなど情報通信インフラを支える光ファイバを、全国どこでもアクセスできる不可欠なインフラと位置づけ、維持困難な地域の光ファイバを維持し、多様な主体が光ファイバを活用してブロードバンド、5 Gなどのサービスを提供できるような仕組みを制度で整える考え方に転換すべきではないかという御意見をいただいております。

これらについては、いずれも参考とさせていただきますとさせていただきます。

それから、5ページ以降が論点ごとに整理をしたものでございます。

まず、①-1-1でございます。前回の論点整理においてブロードバンドサービスについては、地理的格差が生じることのない制度とすべきという観点で資料を作成しておりますが、それに賛同いただいた意見でございます。

①-1-2でございますが、非競争エリアの維持を目的とすべきではないかという御意見もいただいております。

①-1-3については、費用負担ですとか自治体・企業側に求められる提供条件、そうしたことも含めて検討が必要じゃないかという御意見をいただいております。

次に、①-2になりますが、F T T Hアクセスサービス、5 Gなどの基地局向け回線として不可欠なインフラである光ファイバを維持する仕組みが必要であるという御意見をいただいております。

次に、①-3でございます。こちらでは、地理的格差だけでなく経済的格差が生じることのない制度とすべきという御意見をいただいたところでございます。これに関しましては、右で事務局の考え方を書いてございます。2段落目になりますが、ユニバーサルサービス政策は、基本的に市場原理の貫徹を目指すものの、高コスト地域については市場原理では十分なサービス提供が行われない点を補う政策という意味において、競争政策を補完する目的を持つものであり、所得格差やリテラシー格差に基づく通信サービスの利用格差の是正については、あくまでその政策目的に照らして、社会福祉政策などの観点から所要の措置を講じることが適当と回答してございます。

それから、①-4については、政府主導のエンド・ツー・エンドのブロードバンド整備を進めていくべきという御意見をいただいております。

あと、そのほかの意見は①-5でまとめさせていただきます。

次に、11ページを御覧ください。2つ目の論点でありますブロードバンドの内容（伝送速度、安定性、通信容量）についてでございます。

名目速度を基本的にベースとしてはどうかということを事務局の資料で前回お示したところですが、現時点の状況について定められるべき、名目と実効の乖離というのとは否定されるべきではないのではないかという御意見が②-1-1でございます。

それから、②-1-2については、利用状況を踏まえて伝送速度などを検討すべきだが、実効速度を用いた基準による過度な品質確保により国民負担が増大しないように検討していくべきだという御意見もいただいております。

他方で、実効速度をベースとすべきという意見を②-2でいただいたところでございます。これにつきましては、右で事務局の考え方を書いておりますが、あらゆる状況下で実効速度を担保するということが困難であることを考慮すれば、名目速度をベースに考えて、実効速度をサンプルとして計測するなどの仕組みなどを検討することが適当ではないかという考え方を述べてございます。

それから、14ページ、②-3、その他で意見をまとめてございます。

それから、19ページを御覧ください。3番目の論点です。ブロードバンドの内容（料金水準・料金体系）でございます。前回、誰もが利用可能な料金で提供されるべきという事務局の考え方を述べておりますが、それに賛同しますという御意見が③-1でございます。

それから、③-2は、既に提供されているブロードバンドサービスについては料金規制を課すべきではないという御意見。

それから、③-3は、「誰もが利用可能な料金」とは、「現に競争地域において提供されている料金」を意味すべきだという御意見。

それから、③-4は、料金の議論は消費者のリテラシー向上との両輪として進めていくべきではないかという御意見。

それから、③-5でございますが、モバイル回線にユニバーサルサービス料が加算されているように、ブロードバンド回線ごとに負担を求めていくべきではないかという御意見。

それから、③-6については、ブロードバンドの料金が高額ではないかというような御意見をそれぞれいただいております。

それから、24ページでございます。ブロードバンドの提供地域について。

こちらは、全ての住宅や事業所においてブロードバンドを提供すべきではないかという

考え方について賛同しますという御意見が④－１でございます。

④－２は、住宅や事業所のみならず、ブロードバンドが必要となる場所（農場・山林・道路など）においても、ブロードバンドの利用環境を確保すべきだという考えが提出されております。

それから、④－３はその他の意見をまとめてございます。

２６ページになりますが、５つ目の論点、ブロードバンドの提供手段です。

これは有線、無線の話でございます。ブロードバンドをユニバーサルサービスとする場合、提供手段は技術中立すべきであるという御意見が⑤－１。

それから、⑤－２は、ブロードバンドをリバーサルサービスとする場合は原則有線（例外的に無線）としてはどうかという御意見をいただいているところでございます。

それから、２９ページにつきましては、支援対象の考え方（整備・維持）でございます。

前回、事務局からは維持を基本として考えていくという考え方を述べておりますが、⑥－１は、それに賛同しますという御意見。

それから、⑥－２は、更新費や大規模修繕費も支援対象とすべき。また、公設の民間移行に係る支援も検討すべきと。

それから、⑥－３では、維持のみでなく整備も対象とすべきという御意見もいただいております。これに関しましては、右に考え方を書いてございますが、整備支援については、国費を含めた補助事業で進められており、令和２年度補正予算などにより、２１年度中には希望する全ての市町村で整備される見込みであるということ踏まえ、ユニバーサルサービス化の支援対象は維持を対象とすることを基本とすべきと考えますという事務局の考え方を述べております。

それから、⑥－４は、光ファイバの維持を対象に支援すべきという御意見をいただいております。

あと、そのほかの意見は３２ページにまとめさせていただいております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。多数の方々から御意見をいただいて、また、それに対する考え方も、ただいま御説明いただいたということになります。

ただいまの説明に関して、御質問なり、コメントなり、ありましたらお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしければ、チャットのほうに書いていただくとか、あるいはお声がけいただくとかという形で御発言いただければと思います。

特段なさそうですかね。

この後の議題も関連するところが出てきますので、もし何かありましたら戻っておっしゃっていただいても構いませんので、よろしければ次に進めさせていただければと思います。

それでは、続きまして総務省のほうから第Ⅱ期の進め方ということで御説明いただきたいと思います。資料6-2となります。よろしくお願いします。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。

前回まで第Ⅰ期についての御議論をいただいたところでございます。今パブコメを説明させていただきました。今後、第Ⅱ期におきましては、もうちょっと具体的な方策の検討に向けて議論をお願いしたいと思っております。

本日はその初回でございます。まず最初に、1ページを御覧いただきたいと思っております。ユニバーサルサービスの基本的3要件と競争補完の必要性の考え方という、これまでのユニバーサルサービスを議論していたときの経緯、考え方について整理させていただいております。

2ページ、3ページ目で、この考え方に当てはまったときに、ブロードバンドなどがどのように位置づけられるかということについて整理を行ったものでございます。それについて本日御議論をいただきたいと思っております。

まず最初に、第Ⅰ期における検討内容について振り返りを行ってございます。ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整えるべきだと。ブロードバンドの内容（品質）としては、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療などの安定的な利用を可能とするものを確保することが望ましい。提供確保のための支援策については、ブロードバンドの維持が困難となる地域における維持を対象とすることを基本とすることが適切ということについて、おおむねコンセンサスをいただいたと思っております。

今後、ブロードバンドを誰もが使えるような環境を整える手段の検討に当たって、改めて後ほど説明させていただきますが、どのようなブロードバンドがユニバーサルサービスの基本的3要件を満たすか、どのようなブロードバンドサービスが提供に要する費用について支援することによる競争補完の必要性があるかについて検討し、今後の議論の前提とすることとしてはどうかとさせていただきます。

1ポツでございます。基本的3要件と競争補完の必要性の考え方を整理してございます。

まず、3要件でございます。これは電気通信事業法で、「国民生活に不可欠であるためあ

まねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」としまして「基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）」を規定しておりまして、これが適切、公平、かつ安定的な提供に努めることを規定してございます。

これらを整理いたしますと、まず、①不可欠性、これは国民生活に不可欠であるということ、それから、②低廉性、これは誰もが利用可能な料金で提供されること、③利用可能性、全国どこでも利用可能であること、これらが基礎的電気通信役務の基本的3要件と位置づけられてきております。※で書いておりますのは、このうち低廉性、利用可能性は、まず不可欠性を満たすとされた役務について確保されるべきものと考えてはどうかということでございます。

次に（2）競争補完の必要性でございます。

上記に加えまして、事業者間の競争だけでは基礎的電気通信役務が提供されない地域においても役務提供の確保を可能とするために、提供に要する費用の一部について交付金による補填を行うことにより、競争を補完する制度として導入されてきております。このため、ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、競争補完の観点から、上記の3要件だけでなく、競争実態を踏まえた上で、提供に要する費用について支援（交付金による補填）が必要となるかについても考慮されてきております。

※で書いておりますのは、費用の算定のためには、サービス提供に用いられる回線設備について特定する必要があると。固定電話については、アナログ電話用設備である固定端末系伝送設備のみを用いて提供される音声通信役務等として規定されていると、これは現行の制度についての説明をさせていただいております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。

2ページ、3ページ目、ユニバーサルサービス制度の全体像を踏まえた検討を行うために、ブロードバンド（データ通信）、それから、音声通信も含めて、3要件と競争補完の必要性について検討を行っております。2ページ目が3要件についての検討を行っております。3要件のうち、国民生活や社会経済活動においてそれが利用できない場合に、著しく支障が生じる役務は何かということを検討する観点から、まずは不可欠性というのを中心に検討してはどうかと。そして、低廉性、利用可能性は、不可欠性を満たす役務について確保すべきものと考えらるべきではないかとしてございます。

ブロードバンド（データ通信）について、この要件について検討したところ、第I期で議論したような新たな日常やSociety 5.0時代に必要となるサービス利用を確保

するためのブロードバンドサービスとして、有線ブロードバンドは通信の安定性が高く、携帯ブロードバンドはモビリティを有するという特質があり、異なるサービスとして、いずれも不可欠性を満たすと考えられるのではないかと。

※印でございます。これは携帯ブロードバンドに関してですけれども、提供エリアの範囲を踏まえると、携帯ブロードバンドのうちLTEが現時点では不可欠性を満たすと考えられるのではないかと。一方、5Gについては、その重要性は高まっていくと考えられるものの、2020年3月に商用サービスが開始されたところであり、現時点では、国民生活や社会経済活動に、それが利用できない場合においても著しく支障が生じるとまでは言えず、不可欠性を満たすとは言えないのではないかとでございます。

2つ目、音声通信でございます。

まず、携帯電話については、世帯保有割合が96.1%となるなど、幅広い世代・地域において公私にわたり生活に密着したツールとして普及しており、不可欠性を満たしていると考えられるのではないかと。現在、基礎的電気通信役務の対象となっている加入電話、緊急通報、第一種公衆電話については、加入電話が基幹的な通信手段として位置づけられ、屋内など電波の届きにくい場所の通信を担っていること、公衆電話が災害時の優先通信機能などにより重要な社会的機能を果たしていることなどを踏まえ、引き続き、不可欠性を満たすと考えられるのではないかとでございます。

次に、3ページですけれども、競争補完の必要性について整理してございます。

2つ目のポツでございますが、有線ブロードバンドのうちFTTHについては、整備は進んでいるものの、世帯整備率は98.8%（平成31年3月末）となっております。特に公設で提供している自治体などにおいて役務提供が赤字になっていることも多く、維持が困難となる可能性があることや、維持の負担が大きいためニーズがあっても整備が困難な地域があるということを踏まえますと、その提供を確保するためには、提供確保の維持に要する費用について支援を行う必要があると考えられるのではないかと。

※印で書いておりますのは、条件不利地域における具体的なサービス提供実態や支援の必要性をより具体的に把握するため、自治体（離島等）のヒアリングを実施してはどうかとしております。

参考で書かせていただいたのは、自治体（公設民営・公設公営）における通信基盤（FTTH等）の維持管理・更新費の収支額の推計値でございますが、約44億円の赤字となっております。

一方、携帯ブロードバンド・携帯電話については、一部不採算エリアにおける整備費補助はあるものの、平成31年4月の周波数割当てにおいて、具体的には、KDDI、楽天より、2023年度末までにはエリア外世帯をゼロにする開設計画が認定されております。基本的には、競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現される見込みであり、今後の周波数割当てにおいても既存周波数の活用計画も含めて審査される予定であることを踏まえ、その提供確保の維持に要する費用について支援を行う必要はないと考えられるのではないかと。

※印ですけれども、5Gについては、今後エリア整備が進み国民生活にとって不可欠と位置づけられるようになった場合でも、現時点では、事業者間の競争により全ての世帯におけるエリアカバーが実現されるかは不明であるとしてございます。

一番下ですけれども、加入電話、緊急通報、第一種公衆電話については、いずれも収支が赤字となっていることから、その提供を確保するためには、引き続き提供に要する費用について支援を行う必要があるのではないかとしてございます。

それから、続きまして4ページでございます。

本日、今、申し上げた点について御議論いただいた後に、次々回以降の議論の論点を御説明させていただきます。

まず、①ユニバーサルサービスの提供主体。提供主体を指定する場合、その地域の単位はどうするのか、提供主体にどのような義務を課すのか、それから、ブロードバンドの未提供エリアの対応をどうするのかという点でございます。

それから、②交付金による支援対象としまして、交付金による支援対象主体をどのように決めるのか、支援額の算定方法をどうするか、ブロードバンド網の中で、どの設備に生じる費用について支援対象としていくかまた、交付金負担対象者についてですけれども、交付金の負担対象主体をどのように決めるのか、どのように負担を案分するのかということでございます。

それから5ページになります。今後の検討スケジュール（案）でございます。

今、申し上げたような論点につきまして御議論いただきたいと思っております。本日第6回、第Ⅱ期のスタートでございますが、大体月1回ペースぐらいで開催をさせていただき、最初のほうでは自治体（離島等）からヒアリング、今、申し上げたような論点、それから、交付金の規模感などについても具体的な資料をもって御議論いただきたいと思っております。

それから、3月には取りまとめの骨子(案)を御議論いただき、4月には取りまとめ(案)を御議論いただきパブコメを経た上で、6月の第12回に取りまとめを行いたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、質疑、意見交換に移りたいと思ます。

ただいま御説明していただいた内容ですけれども、ユニバーサルサービスにおける3要件と、あと競争補完について、過去の議論の内容及び経緯を御説明していただいた後に、データ通信と音声通信について、この考え方に基づいてそれぞれどういうふうに整理ができるのかということ資料の中で示していただいたという形になっていると思います。

本日御出席の構成員の皆様方から、まずは御意見、御質問をいただければと思います。先ほどの要領で御発言いただければと思いますので、どうぞ遠慮なくお願いたします。

それでは、大谷委員からお願いたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。今の御説明について、確認も含めて意見を申し上げたいと思ます。

前回からしばらく間が空いたこともありまして、改めて整理をしていただいて、これまでの考え方の復習も行うことができよかったですと思ます。事務局でまとめていただいた第Ⅱ期の論点についての基本的な考え方については賛同できるところなのですが、今後考えていかなければいけないその他の論点というところ、4ページのところにまとめていただいている内容が非常に膨大で大変な内容だと思っておりまして、これをどういう情報を手がかりに考えていくのかというのが、ちょっと難しいなと考えているところです。

それで、第Ⅱ期のその他の論点のところを考えていく上で、必要な情報だと思われることを幾つか申し上げたいと思ます。

1つは維持の負担という議論を第Ⅰ期にしていたと思うのですが、どの程度を維持費用と考えるのか。小規模な修繕、保守費用とか、それは当然維持に含まれるのだと思ますけれども、いただいた御意見の中には、大規模な修繕とか設備の更新などについても含まれるべきではないかという御意見もありまして、その中間的なものも含めると、何が維持費用なのかといったところも必ずしもの自明ではないと思っておりますので、こういったものが対象となり得るのかについて、イメージを合わせておく必要があるのではないかとと思っております。

それから、もう一つが交付金による支援対象ということなのですが、交付金というのは競争補完的な位置づけだということでもありますから、その競争補完的な意味を突き詰めていきますと、今、自治体などが公設公営でやっているものが赤字だから直ちに支援対象となるというわけではないと思っております。もちろん直結しているところだとは思いますが、今、赤字自治体で公設公営の設備を利用されている地域が、いわゆる非競争地域なわけですね。今までのユニバーサルサービスの頭では、競争が成立している地域と同等の料金、その他の条件も同等で利用できることに伴って、それは民間企業がそういったサービスを提供することによって、その民間企業に生じる赤字の部分が、競争補完的なものとして交付金による支援の対象になり得るというふうに理解するところなのですが、自治体などの赤字を直接交付金の対象とするのではなく、そこを民間企業がサービスを実施した場合に、どのぐらいの費用削減効果、効率性の効果も踏まえた上で、どれだけ支援金額が必要になるのかといった再計算が必要ではないかと思っております。そういう考え方で差し支えないのか、それとも、交付金による支援対象を公的な機関も対象にし得るのかといったことについて、構成員間での共通認識を持っておく必要があるのではないかと考えております。

この辺りについての考え方の整理というのを、ヒアリングなどで自治体の方の率直な御意見なども聞きながら少しずつ頭に入れて、有益な議論ができるようにしてまいりたいと思っておりますので、そういう意味でちょっと感想めいた意見で恐縮ですが、もし事務局にある程度のお考えがあるようでしたら、それもお伺いできればと思います。

私から以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。今後の議論の視点もいただいたかなという感じだと思います。大勢の方から実は手を挙げていただいたので、二、三名まとめて御意見、コメントをいただいてから、事務局に御回答なり、考えをいただくという形で進めさせていただきます。

それでは、次に、三友委員、お願いできますでしょうか。

【三友構成員】 よろしく願いいたします。

御説明ありがとうございます。基本的な方針としては私はよろしいかと思っておりますが、私から2点コメントを差し上げたいと思います。

1点目は、維持を前提とするのか、それとも整備も含めるのかという点ですが、基本的にユニバーサルサービスの概念において、維持を対象とするというのは理論的には正しい

と私は思います。ただし、ブロードバンドサービスの整備が現時点で完了しているということは言えないわけです。特に、条件不利地域の公設民営を前提とするようなエリアでは、実際に公設民営でネットワークを整備したくても民のほうの引受け手がないという現実があります。そういう意味で、公設民営のスキームと今回のユニバの制度とは不可欠の関係にありますので、公設民営の状況がどうなっているのか、そして、公設民営に対するニーズがまだあるのかというような点を、やはり調査をすべきではないかと思います。

これからも整備が行われる中で、ユニバーサルサービスという維持を対象とする制度が動き始めた場合に、今ある施設が前提となるだけでは、ある地域を切り捨てたりする可能性がありますので、そういった点は注意すべきだろうと思います。

それからもう1点は、制度をつくって、その制度の柔軟性がないと、技術変化ですとか、あるいは社会情勢、特に人口の変化等に対応できない制度になってしまいますので、ぜひ制度としての柔軟性を維持するように考えていただきたいと思います。電話を対象としたユニバーサルサービス制度に関しても、現在の状況では制度疲労をかなり起こしていると言わざるを得ない、そういう面もございます。ブロードバンドは技術がより早く進化すると思いますので、そういう意味で制度を柔軟に見直すような制度設計をぜひすべきではないかと思います。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、藤井委員、お願いできますでしょうか。

【藤井構成員】 藤井でございます。よろしく申し上げます。

先ほど三友委員からも御指摘のあったところと、あともう一点別の観点での指摘です。まず、三友委員からも御指摘がありましたが、技術変化に伴ってブロードバンドの定義とか提供主体というのはどうしても変わってくるのではないかと考えていまして、そういう意味では、フレキシブルな制度にしてほしいというのはあります。特に無線ブロードバンドの品質がさらに向上したときに、今回F T T Hの維持費用というのがメインだと思うのですが、未来永劫その費用を出し続けるのかという議論も出てくるのではないかと思いますので、無線で十分という判断が入ったときに加入者がうまく移行してもらえるようにする手段なども考えていったほうがいいのではないのかなと思っています。

特に今のユニバーサルサービス、どうしても固定と携帯というところの2つが並存している状況で、固定中心というのがずっと続いていると思うのですが、携帯への移行をどう

するか議論がまだできていない状態ではないかと思っていますので、ブロードバンドのときに、技術の進化に対してこの制度が遅れていくというのはないようにしてほしいと感じております。

あと、今回、赤字額というか、維持費用などで44億円赤字になっているという話が出てくると思うのですが、今、また整備が進んでいるところかと思っておりますので、これが将来どうなっていくって、どういうふうな負担感になるのかというのは、かなり正確に予測していかないと、競争環境にあるからと携帯をユニバーサルサービスから外したときに、そのユーザーにまで負担をお願いするのかどうかというところが、かなり大きなインパクトがあるのではないかと思います。この辺りの制度設計の段階でどの程度の費用がかかってくるのかというのもきっちり見ていただきたいなと思っています。今後の議論の中で検討していければと思いますが、まずはコメントいたします。

私の発言は以上でございます。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。今、3名の委員から御意見も含めてですけども、コメントをいただいた部分があるのですが、もし事務局から何か御回答あればよろしく申し上げます。

【香月事業政策課調査官】 事務局でございます。御意見ありがとうございます。

まず、大谷構成員からいただきました御意見の1つ目でございます。今後、維持を負担するに当たって、どういう費用をその負担の対象としていくかということについては、まさに今後御議論いただきたいと思っております。実際にどのぐらいの規模感になるかどうかということについては、今、MRIさんに調査をお願いしながら議論を進めておりまして、一定の段階でその規模感、こういう過程を置いた場合にはこのぐらいの額になるのではないかというようなデータを基に御議論をいただくことをいずれ行いたいと思っております。

それから、2つ目の点で、自治体などの競争補完についてどのように考えていくのかということでございます。自治体の場合に、それぞれ事業者によってコスト構想なども違うと思いますが、やはり何らかのモデルのようなものをつくることによって、そのモデルに基づいて算定した額ということをするということが一つ考え方としてあるのではないかと。そうすることによって、例えば非効率な経営をしていることによって高コスト構造になってしまっているというところに対して、それを全部見るということではなく、一定の効率的に事業をした場合にこのぐらいの額になるのではないかと、そういう観点から費用を補填

していく、そういうようなことを考えてはどうかと考えております。これについてもまたいずれ御議論いただきたいと思っております。

それから、三友構成員からいただきました御意見のうち、1つ目の公設民営に対するニーズ、実態をよく把握していくべきではないかという御意見でございまして、まさにそれは御指摘のとおりでございまして、民間移行ということを進めておるわけですが、依然として公設が残っておりますので、そうした実態なども踏まえながら、議論を進めさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の御意見で制度の柔軟性が必要であると、藤井構成員からもフレキシブルな制度にしていくべきだという御意見をいただいております。これもまさに技術の進歩が早いということ踏まえまして、今回事務局としてはF T T Hをベースに交付金のスキームを検討してはどうかということ御提案させていただいておりますけれども、状況が変化した場合に、その制度という、対象というものをフレキシブルに考えられるような制度設計ということを常に意識して、今後、先、条文化するということになった場合にもそういう点は意識した上で考えていきたいと思っております。

それから、藤井構成員からいただきました赤字の額、将来どうなるのかということについても、今後の交付金の規模感を考えていく上では極めて重要なこととございまして、何らかの形でこうした数字についても把握できるように努めていきたいと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、委員の御意見を引き続きお伺いしていければと思います。

次に、岡田委員からお願いできますでしょうか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。もう既にほかの委員の先生方から御指摘があった点と重なるところはあるのですが、1つ目は、第I期で議論されました技術中立性に係るお話で、有線、F T T Hをベースにという基本的な考え方が示されているわけですが、三友委員や藤井委員からも御指摘があったとおり、技術自身が非常に流動的なフェーズにあるという認識を考えますと、技術の変化に応じた柔軟な対象範囲の見直しができるような制度設計がやはり必要である、この点は既に御指摘があった点と重なりますが、私からも1点強調をさせていただきたいと思っております。

また、F T T Hに限定するという考え方ですが、現在のブロードバンドネットワークの技術変化というのは非常に流動的でありまして、おそらくそれほど遠くない将来に、

有線と無線を一体に考えて、ネットワークの構造というのを考えていくようになるのではないかと思います。やはり相当技術変化を、直近の変化を予測しながら、この点慎重に考えていく必要があるだろうと思っております。

それから、もう一点、コストの推定というお話がありまして、この点、非常に重要だと思いますが、現在そのような調査も委託されていると伺いました。その場合、判断の手がかりとして、地域をどのように見ていくかということですが、かなり細かいエリアの設定ですね。困難地域を含めて、どのような状況にあるかということが把握できるような調査というか、情報提供をしていただけると大変ありがたいと。有線、無線含めた競争事業者の状況であるとか、またその提供困難地域の定義の仕方がいろいろあると思うのですが、そのコスト、こういうのを一覧できるような事業法があると第Ⅱ期の検討に非常に有益ではないかと。

あと、もう一つ、コストに基づいて判断するというのは正しいと思うのですが、同時にベネフィットと申しますか、コストとベネフィットの比較考量で考えていくという視点も非常に重要だと思いますので、提供困難地域における受益者がどのような状況であるのか、先ほど三友委員でしたっけ？ 人口動態の変化も見据えてというような話もありましたが、このような費用と便益の関係ということを同時に考量しながら、提供困難地域の定義と、また、見直しの仕組みといった点も考えていく必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。続きまして、林委員からお願いいたします。

【林構成員】 名古屋大学の林と申します。御説明ありがとうございました。私も基本的な方向性については賛成でございます。その上で、2点質問あるいはコメントがございます。

1点目は、事務局資料についてでございますが、1ページ目で、「競争補完の必要性」という項目が新設されたことにより、ユニバ制度は、ユニバ交付金の補填を受けることを前提としており、補填を受けないサービスについて、事業法上のユニバと位置づけることはできないという点が明確になったと思えます。その点で、今回の事務局の整理に感謝致します。

その上で3ページ目ですが、F T T H網の維持のためにユニバ交付金等で支援・補填する、という方向性で検討していくことだと理解しましたが、この点は先ほどの委員の先生

の御議論にあった技術中立性に留意しながら、さらに将来的には、現在のユニバである固定電話のメタルを、光に置き換えていくということも目指していくという位置づけになると思いますが、その点確認させていただければ幸いです。

加入電話は引き続き提供に要する費用について支援を行う必要があるということで、この方向性については賛成ですけれども、それらの需要動向の将来的な低下ということを考えますと、現在のユニバである固定電話のメタルを光に置き換えていくという方向性もある種不可避かなと思います。そうなった場合に、固定電話はNTT東西がすでに全国をカバーしていますが、FTTHの場合は、カバーしていない地域があったり、NTT東西以外の事業者がサービスを提供している地域があったりしますので、FTTHのユニバ化という場合には、ユニバ交付金を受ける事業者もNTT東西に限定されないこととなったりですね、固定電話の枠組みを修正する必要があると思っていますので、その辺り、次回以降検討課題になるのではないかと思います。

2点目は、携帯ユニバの議論に関係してなんですけれども、本日、オブザーバー参加しておられるKDDI様に事実面をお聞きしたいのですが、さきほど事務局資料の3ページ目の3つ目のポツで言及されておりましたが、5G導入のための特定基地局の認定開設計画における不感エリア解消の進捗状況についてです。

5Gの導入のために実施した周波数の割当てにおいて、KDDI様と楽天は、エリア外の居住人口を2023年度までにすべて解消する計画を申請し、平成31年4月に総務大臣により認定を受けていると承知しておりますが、これにより、KDDIと楽天は、同計画を遵守する義務がございますので、この計画により、2023年度までに、離島を含む全ての居住人口について不感エリアが解消される見込みということですが、この点少し気になったので、公表されております開設計画の審査結果を拝見したのですが、「不感地域人口の解消人数がより大きいこと」という指標において、KDDIと楽天は、15,694人を解消する、とされておまして、これによりそれぞれ開設計画の審査において2点が加点されているのですが、ここで挙げられている15,694人は、平成29年度末の不感エリアの人数となっております、KDDIと楽天は2023年度末までに15,694人を解消するとしており、この時点で離島を含む全ての居住人口がエリア化される見込みとなっていて、これは、ブロードバンドユニバにとって大きな意味をもつのですが、現在の進捗状況について、楽天様はいらっしゃらないので、本日オブザーバー参加しておられるKDDI様にお伺いできましたら幸いです。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、長田委員にお話をいただいた後に、事務局と、あとよろしければ、ただいま林委員から御指名があったKDDIの山本部長、もし御参加されていれば山本部長、あるいは代わりの方に、KDDIから御発言いただければと思います。

それでは、長田委員お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。よろしく申し上げます。

まず、1つ目は、林先生が御指摘になっていたメタルのことです。音声通話のユニバをそのまま継続していくということは当然必要だと思っているのですが、今、最後のラストワンマイルのところ、メタルのままIP網に収容するというのでずっと続けてきていますけれども、これはブロードバンド、光回線がユニバの対象となって全国くまなく使えるようになるのであれば、メタルの巻取りも当然考えて、無駄なコストを減らしていくという意味でも、それは同時期に考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

ということが一つと、それから、今、デジタル庁のほうの議論で、大臣などがよくスマホで60秒以内に全ての行政手続が完了するというようなイメージをおっしゃっておられて、そうすると、やはり日本全国にその環境をつくるのは国の責務ということになるのではないかなと思っています。なので、デジタル庁が出来上がっているわけではないですけども、既に議論がどんどん進んでいる中で、どう考えているのかというのはぜひ総務省のほうともきちんとそこは情報共有していただいて、こちらに教えていただければユニバの考え方というのもまた変わってくるのではないかなと思っていますので、それをお願いしたいと思っています。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま3名の委員から御意見、あるいは御質問をいただいたところですので、まず事務局から御回答があればお願いいたします。

【香月事業政策課調査官】 御意見ありがとうございます。

まず、岡田構成員からいただきました1つ目の御意見でございます。フレキシブルな制度設計が必要であるという御指摘でございまして、御指摘いただきましたとおり、将来的にも不断に見直しをしていくということで、その柔軟性というのは確保していきたいと思っております。

それから2つ目で、コストの試算ですとか、また、そのエリアをどう見ていくとか、

そういった細かい基礎データを基に議論すべきじゃないかという御意見をいただいたところでございますが、今後各論について御議論いただく際には、できる限り資料をお示しさせていただきますながら、それに基づいて御議論いただけるように資料データを充実させていただきたいと思っております。

また、コストベネフィットの比較考量もしながら、見直しの仕組みを考えていくべきだという点についても、今後の検討において、その点も踏まえつつ検討させていただきたいと思えます。

それから、林構成員、長田構成員からいただきましたメタル音声についてでございます。メタルについては、加入電話が今の段階でも基幹的な通信手段として位置づけられているということ、メタルそのものも今現在はまだ使えているということも踏まえ、将来的には先生方にいただいた御指摘も踏まえて検討していくということを引き続き考えていきたいと思っております。

それから、デジタル庁、ブロードバンド環境の整備についての議論については、こちらとしてもデジタル庁の議論なども常に意識しつつ、必要に応じて紹介などさせていただくようにしたいと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。

林委員のほうからKDD I 様に対して開設計画について御質問があったわけですが、KDD I さんつながりますか。

【KDD I】 KDD I の山本です。

林先生から御指摘をいただきました開設計画につきましてですけれども、当然、開設計画にお示ししたとおり、これから一生懸命エリア整備のほうを進めていくというところがございます。

今、具体的に数字をこの場で申し上げることはできませんけれども、しっかりと計画を、お約束したとおりに頑張って、エリア整備を進めてまいります。そうしますと、やはり問題はといいますか、当然課題がございます。どうしても、やはりなかなか、都市部は問題ないのですけれども、よりエリアを広げれば、それだけ基地局を整備するに当たってのボトルネックといいますか、ネックになるのが、基地局回線、光ファイバ、ダークファイバの調達でございます。こちらのほうは関係する事業者様の御協力をいただきながら、どうやって整備を進めていくかというのが今後の課題だと認識しております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。林委員、今の御回答でよろしい感じでしょうか。

【林構成員】 ありがとうございます。具体的な数字につきましては、今すぐにこの場で、というのは難しいと思いますので、可能な範囲で、書面等でも構いませんので、またこの場で披露していただくとありがたく存じます。

以上です。

【KDDI】 承知いたしました。

【大橋座長】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

【KDDI】 数字の扱いは委員の先生限りにするか、公表できるものかどうかは関係部門と確認しまして、できる限りお示ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 そこは事務局とも御相談いただいて、事務局を通じてやり取りいただくのがいいかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

【KDDI】 承知いたしました。

【大橋座長】 それでは、続けていきたいと思います。

次、関口委員からお願いします。

【関口構成員】 関口でございます

特に公設民営ですとか公設公営の維持に着目をして、地理的格差の解消というユニバの目的を達するという資料6-2の基本的な方向性については私も賛成ですし、既に各委員からそこに伴う留意点等についてもコメントがあったので、私は現行のサービスについてコメントさせていただきたいと思っております。

2ページ並びに3ページについて、現行のユニバーサルサービス、加入電話、緊急通報、それから、第一種公衆電話、この3つについて、今後とも支援の必要があるということが記述されておりまして、この件に私は異論ございません。ただ、第1種公衆電話が第1種の選定基準のままで今後とも維持することが望ましいかどうかについては、その実態について調べていただいて御報告が欲しいなと思っております。

この10年において随分災害が増えてきたわけですが、東北大震災のときには公衆電話の前に行列するという姿がまだテレビでも報道されていましたが、その後の台風等の災害では、むしろ公衆電話に並んでいるよりも、移動式携帯基地局がどれだけ駆けつけているかみたいな報道が目につくようになってまいりまして、この10年で状況が少し変わってきたのではないかと。

もう一つは、特設公衆電話という接続料で回収している、普段はジャックだけ置いておいて、受話器は机の下に置いておくという特設公衆電話の整備が進められていて、災害時にはその効果も十分見込めてきているという中で、第1種公衆電話の災害時における利用実態、あるいは平時における利用実態、ここについて一度調べていただいて、メッシュとしての、ルーラル1キロ、アーバンが500メートルでしたでしょうか、そのメッシュごとに1台置かなければいけないという基準についての見直しが必要かどうかについて、もう一度調べておく必要があるなど感じておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、相田委員、お願いいたします。

【相田座長代理】 相田でございます。

私からは大学の教員としてやっぱりロジックの組立てが気になっておりまして、2ページ目でもって、有線ブロードバンド、携帯ブロードバンド、異なるサービスでいずれも不可欠性を満たすと考えられるのではないかと書かれているのですけれども、その一方で、携帯のほうは未カバーエリアが解消できそうだというお話が今もございましたけれども、有線のほうは、やはり全世帯に届けるという見通しが立っていない、それを不可欠と言っていいのかというところで、先ほどもございました固定電話のほうにつきましては、昨今の制度改正でもって、必ずしもエンドエンドで提供事業者が設備を持たなくても、途中携帯電話等のネットワークを利用することでいいというような制度改正が行われたわけです。

固定電話の場合の事情の違いということで申し上げさせていただきますと、固定電話の場合はO A B J番号ということで、場所が決まっている、実際移動して使ってはいけないという、しっかりした縛りをして提供するというようなことがあるわけですけれども、ブロードバンドのほうはそういうことがないということで、私どもの大学なんかでもこの夏、オンライン授業をやるというところで、ブロードバンド環境の整っていない学生に、いわゆるモバイルルーター、携帯ネットワーク経由でアクセスするという設備を提供して、結局それでほとんど用が足りてしまったという実態があるわけです。

そうすると、固定電話のようなモデルで光、F T T Hが行ってないところには代替手段を、そのF T T Hをやっている事業者提供させるということではなく、利用者自身が携帯ブロードバンドがあれば、有線ブロードバンドは要らないという選択をする可能性があるというところで、そこら辺がブロードバンドと音声との違いなのかなというような気がいたしております。

ということで、先ほど御指摘もございましたときに、ブロードバンドについては、じ

やあ、誰を支援するのかといったところが非常にややこしくなることが想定されまして、私、現時点での個人的な意見としては、エンドユーザーにブロードバンドサービスを提供する事業者を支援するというよりかは、ブロードバンドサービスを提供するのに必要な非採算地域における光ファイバ、これを維持する人をサポートするというで、そういうものがきちんとサポートされれば、実は同じ光ファイバを携帯の基地局をつなぐのにも使うことができるというようなことで、結果的にサポートする対象が、必ずしもF T T Hサービスに限らず、これから出てくる5 G、6 Gのサービスというようなものにも広い意味でサポートされるということがいいのではないかと考えております。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ここまでで一通り、委員の方々から御発言をいただいたので、一旦ここで、事務局から御回答あれば、いただければと思います。

【香月事業政策課調査官】 関口構成員からいただきました、公衆電話の実態などにつきましては、担当課と確認させていただきまして、改めてまた御報告させていただきたいと思っております。

それから、相田構成員からいただきました御指摘につきまして、まず、F T T Hが未整備であって全部行き渡らないじゃないかということは、御指摘のとおりだと思っております。今回総務省としても、500億円の補正予算を取って整備を推し進めてきましたけれども、経済的に提供できないエリアというのがどうしても残ってまいります。それにつきましては、4ページで書かせていただいております①の3ポツ目で、ブロードバンドの未提供エリアの対応をどうするのかというところで、また改めて御議論いただきたいと思いますと思っておりますが、先生からも御指摘いただきましたように、固定電話はワイヤレス固定という考え方が導入されたところございまして、無線というものの活用ということについても検討することも含めて検討していきたいと考えてございます。

それから、誰を支援するのかが分かりにくいという御指摘をいただきました。交付金による支援対象をどのように決めていくかということについても、今後議論いただきたいと思いますと思っております。

あと1点、相田先生から御指摘いただきました、5 G基地局ネットワークについての部分の光ファイバについても支援の対象としてはどうかという御議論をいただいたところでございます。局舎からF T T Hに家庭より伸びる光ファイバもあれば、基地局向けに伸び

る光ファイバもあるという御指摘で、両方を対象としてはどうかという御意見だと思います。

ただ、ここにつきましては、事務局の考え方としましては、3ページ目に書かせていただいておりますが、3ポツ目でございます。携帯ブロードバンド、携帯電話につきましては、競争補完の必要性という観点からは、携帯事業者において整理していただくべきではないかと考えております。実際には交付金は負担者が出てまいりますので、その負担者の理解もいただかなきゃいけないということも考えますと、F T T Hの光ファイバに限定して考えていってはどうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、おおむね一巡したということで、オブザーバーの皆様からでも、もし御意見あればいただければと思います。まず立石オブザーバーのほうからいただけますでしょうか。

【日本インターネットプロバイダー協会】 プロバイダー協会、立石です。幾つかあるのですけれども、ちょうどもう1個前のページの、右肩2のページの辺りから幾つかコメントさせていただこうと思うのですけれども、携帯ブロードバンドの件なのですが、ユニバーサルサービスが必要なエリアはL T Eでつながるのですが、音声は当然つながりますと。ところが、テキストメッセージは送れるのだけれど、画像になると送れないというエリアは、実は相当数、相当な面積においてあると思います。

そもそもブロードバンドがあるところであれば、携帯とかという、すみません、先ほどの相田先生等の話と若干、私の感覚が違うのですけれども、携帯電話、L T E、あるいはモバイルルーターがあるから大丈夫だとやっているのは、恐らくユニバーサルサービスに本当に必要なエリアとしては、かなり少ない量になるのではないかと思います。

それから、次の3ページのところ赤字の問題で、岡田先生でしたか、コストベネフィットという話があったのですけれども、中山間地域は情報も少ないということもあって、この赤字の件なんかについて、特にここ数週間、私、いろんな中山間地域とか離島に行ってお話をお伺いすると、相当表現が悪いかもしれませんが、いいカモになっています。都会の工事料の数倍とか5倍とか取られているところが実は相当あって、その辺、工事料金から始めて、維持管理費も含めて、精査する必要があるのではないかと思います。

そういう中山間地域にいらっしゃる役場の方や関係者の方というのは、情報が入ってき

ませんので、それが高いか安いかわかりませんが、恐らく高いのだらうなと思っていらっしゃるんですけども、実際どれくらい高いのかと。当然、例えばそこに工事に行くのであれば、往復の交通費が発生するなど、プラスアルファかかるのは分かるんですけども、それでは済まないというふうな金額が加算されているということも、実際にはあると。あるというか、つい最近伺ったりとかして聞いていますのでありますから、その辺は考えなきゃいけないのかなと。

それから、維持費プラス整備費でどうなのかという話なんですけれども、最近は少ないんですけど、光ファイバだって大体10年後から十数年後には設備更改をしなきゃいけないから、それを考えると、今のうちの役場の体質では整備ができないんだといって、やってないところが相当あると思います。それを考えると、これを維持だけにしてしまうと、三友先生がおっしゃったと思うんですけども、整備されないままもう終わってしまうというところがあるのではないかなと思います。

人口動態等を見ながらということなんですけれども、人口は統計上で見ると、リニアに少しずつ減っていくんですけども、実際は、部落消滅という形で、例えば何十人とか何十世帯とかという単位で減っていくんです。それを考えると、単純に数字の上だけで語れるものではなくて、人口減少すると何が起きるかって、一番はその周辺の元気がなくなっていくんですよ。

元気がなくなっていくと、学校がなくなり、ほかの生活に必需的なファシリティがなくなっていっちゃって、人口がゼロになると。それが国境離島で起きたらどうなるかということを考えていただきたいなと思います。国境離島で人が住まなくなったために変になったところは、皆さんも、具体的に言わなくてもあると思いますけれども、例えば現状でも対馬とか、壱岐とか、もうかなり弱っています。そういうところに本当に早く手を打たないと、もうもたないんじゃないかなというところがもう1個あるのと、それから地域の実態なんですけれども、田舎の方なので、奥ゆかしい方が非常に多いので、なかなか本当のことは言いません。なので、こっそり行って調べるみたいなことをしないと、現実、本当の日本のユニバーサルサービスが必要な地域の実情は出てこないのではないかなと感じています。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。次に、林委員、追加でお願いいたします。

【林構成員】 さきほど相田先生と事務局とのやりとりのところを、興味深く拝聴した

のですが、参考資料6-3の5ページの「ICTインフラ地域展開マスタープラン2.0」の概要について、さきほど香月調査官がご説明になったように、今年度の補正予算500億円を消化しても、推計では18万世帯がFTTH未整備エリアとして残存するわけですので、FTTHの未整備エリアの最後の部分の整備については論点となると思いました。これについてはいろいろ案があると思います。今年度の事業法改正で固定電話のユニバに「ワイヤレス固定」を導入した際のスキームというのは、すでに先例と経験の蓄積があると思いますので、有力な選択肢ではないかと思えます。以上コメントです。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、ソフトバンクの山田部長よろしくお願いたします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ソフトバンクの山田です。2ページの音声通話と携帯ブロードバンドの不可欠性を満たすというような記載についてコメントさせていただきます。

こちら、今回の考え方において、「不可欠性を満たす」というふうに記載がありますが、こちらの根拠が少し弱いのではないかと考えております。まず、下の携帯電話の部分につきましては、不可欠性を満たす理由といたしまして、「世帯保有割合の高さ」というのと、「幅広い世代・地域において公私にわたり生活に密着した通信ツールとして普及」と書かれておりますけれども、従来の不可欠性につきましてはもう少し細かく見ておりまして、保有割合とか利用率も、世代別のほか、地域別に、例えば都心部ではどうか、地方ではどうかというような比率も見たりであるとか、あとは使われ方、特に加入電話については、通信の完結、着信先としての利用形態といったような、そういった社会経済上での活動上での使われ方というのも照らして、不可欠性があるかないかというのを判断しておりました。したがって、今回の記載におけるこの理由だけでは、不可欠性を満たすというふうには言えないのではないかと考えております。

続きまして、携帯ブロードバンドのほうについてなんですけれども、こちらにもモビリティを有するという特質があるということが、Society 5.0時代に必要となるサービスの利用を確保するために必要というふうになっているんですけれども、どの辺りでモビリティが必要なかというところを少し整理する必要があるんじゃないかと考えております。

従来のユニバーサルサービスの検討においては、戸外における最低限の利用通信手段としては、公衆電話が定義されていたところでありまして、公衆電話に不可欠性があるとい

うふうにされているのは、こちらの下のところにも書いてあるもののほか、契約が不要であるとか、基本料が不要であるといったようなことも含めて、不可欠性があるというふうに定められております。そのようなことに照らしても、今回の不可欠性を満たすと示している根拠というのが少し弱いのではないかと考えております。

あともう1点、携帯ブロードバンドのところ※印がついておりまして、こちらに「現時点では、提供エリアの範囲を踏まえると、携帯ブロードバンドのうちLTEが不可欠性を満たす」と書いてあるんですけども、従来この提供エリアというのは、要件の1つとして利用可能性に含まれていたものと考えております。

今回、要件として不可欠性がまず要件で、利用可能性と低廉性は、それについて確保されるべきものというふうには、これは包括的検証から解釈は徐々に変わってきていると思うんですけども、従来は提供エリアの広さというのは、ユニバーサルサービスとして指定するための要件にされていたものですから、この辺りも少し考え方を整理する必要があるのではないかと考えております。

以上です。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかに御意見、あるいはオブザーバーの方からコメント、御質問などあればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIの山本ですけれども、発言よろしいでしょうか。

【大橋座長】 はい、どうぞ。

【KDDI】 ありがとうございます。先ほど相田先生のほうから、極めて重要な御指摘をいただいたと思います。つまり、光ファイバというものに対して、FTTHというものと、携帯電話のいわゆる基地局回線というものとの関係性について御指摘いただきました。事務局のほうからは、FTTHと携帯電話は違うというような御説明があったかと思いますが、多分それはスライドの3のことの補填の関係についてお話になったのかなと、ごめんなさい、私の理解が誤っていれば訂正していただきたいんですが。

ただ、これは携帯電話事業者に対する基金の補填の話と、それから光ファイバを用途に応じて補填の対象とする、しないとは全然別の次元の議論かなと思っております。当然、光ファイバというものは、家庭に向ける場合はFTTHを使われますし、それが基地局という場所について敷設される場合には、それはFTTHではなくて、まさに基地局回線ではございますが、物理的には全く同じものであるということを考えますと、全く同じものに対して用途によって違うというのは、正直、ロジックがよく分からない点ですので、こ

の辺りはきっちりと今後議論を進めていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。三友委員、お願いできますでしょうか。

【三友構成員】 ありがとうございます。これから各論の議論をしていくと思うんですけども、本日いただいた資料において、1つ欠けているものがあるように感じるんです。それは、ブロードバンドをユニバにすることが目的なのではなくて、本来ならば、ユニバにすることによって何が達成されるのかとか、どういう社会を実現するのかとか、そういうもう少し高い理念とか目的がそこにあっていいんじゃないかと思うんです。最近、谷脇さんの講演を何回か聞く機会があったんですけど、その中でも、データ駆動社会の実現というような言葉もございましたし、S o c i e t y 5 . 0、あるいはSDG s への貢献というようなことが言われております。こういう目的を達成することが重要だと思うんです。

そのための手段として、ブロードバンドのアクセシビリティが非常に重要であるからブロードバンドをユニバにするというような、そういう全体をまとめるような理念といいですか、グランドデザインというんでしょうか、あるいは我々が目指す社会の像みたいなものの議論がないままに、ただただブロードバンドをユニバにすることを目的としていると、非常に低次元での議論をしているような印象を受けてしまうんです。

ですから、今回のこの議論は、これはこれで重要なんですけれども、何のためのブロードバンドのユニバ化なのかということを、ぜひ少しこの中に書き込んでいただければと思います。

以上です。

【大橋座長】 重要な御指摘だと思います。ありがとうございます。

立石オブザーバー、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 立石です。簡単に少しだけ言います。LTEの件でさっきちょっとお話があったので思い出したんですけど、スマホが壊れたら直すところがありません。離島とかですと、特に船便じゃないと今は送ってくれないので、四、五日とか1週間手元にないというのは平気で起こる状況なんです。そういうのもちょっと踏まえてお話いただけたらということです。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。相田委員、お願いできますか。

【相田座長代理】 先ほど立石さんに、地方に行くとLTEはぼろぼろだよという話をいただきまして、それは多分そうなんだろうなと思いますけれども、それは結局、携帯ブロードバンドのほうも不可欠性に至ってないということで、やっぱり有線ブロードバンド、携帯ブロードバンド、共通なのか、別々になるのか分かりませんが、じゃあ、一体どういう品質が必要なのかというところ、前半のほうで名目速度なのか何なのか、実質なのかというのがございましたけれども、そこについてももうちょっと詰めていかないといけないのかなというふうに再認識いたしました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

複数の委員から、あるいはオブザーバーからコメント等いただきましたので、事務局からも御回答があれば、いただけるものをいただければと思います。

【香月事業政策課調査官】 ありがとうございます。

まず、立石様からいただいた御意見、地方の携帯ブロードバンドが必ずしもLTEのスピードが出ないエリアがあるという御意見でございます。今後、未整備エリアの議論を行っていただく中で、そうした状況も踏まえて未整備エリアをどのようにブロードバンド化を図っていくかということについて議論をさせていただきたいと思っております。

それから、中山間地域などにおいてコストが高くなっているのではないかと御指摘も、今後、実際に費用の算定のモデル、コスト算定を行っていく際に参考とさせていただきたいと思っております。

それから、整備も今後、続けていかなきゃいけないじゃないかという御意見でございます。今回の補正予算でできるその手を希望するところについては、基本的に全て補助をし切ったという状況にはございます。ただ、他方でまた、どうしても残ってしまうエリアがあるというのも事実でございますので、その整備についてどのように考えていくかということは、引き続き次回以降、御議論をお願いしたいと思っております。

それから、林構成員からいただきました、ワイヤレス固定について参考としたらいいのではないかと御意見をいただきましたので、それも踏まえて今後資料を準備したいと思っております。

それから、ソフトバンクの山田部長から、不可欠性の根拠ですとか、それからまたモビリティがなぜSociety 5.0かということなどについて、もうちょっと記載を充実させるべきではないかという御意見をいただきました。また、今後の資料の取りまとめに当

たって内容の充実を図っていきたいと思います。

それから、KDDIの山本様から、光ファイバ基地局回線も対象とすべきではないかという御意見をいただいたところでございます。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたが、基本的にはサービスで捉えておりますので、サービスに必要な費用を支援するというので、FTTHサービスに必要な設備を支援していつてはどうかというのが事務局の考え方でございます。

それから、三友構成員からいただきました理念、グランドデザイン、そういったものをもうちょっとしっかり整理した上で議論していくべきではないかという御指摘は、大変重要な御指摘、活用が非常に難しい御指摘だとは思っておりますが、そういった点も意識しながら、今後資料などを準備していきたいと思っております。

それから、相田構成員からいただきました、やはり地方はLTEがぼろぼろであって、田舎では携帯もスピードが出てない、品質が出ないじゃないかという御指摘をいただいております。これにつきましても、未整備エリアで、そこでも携帯のスピードが出ないということは起こり得ると思っておりますので、そうしたときにどのように考えていくかということ、今後また議論させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。一通り、委員、オブザーバーからもいただいているわけですが、さらにはあれば、ぜひ今日の時点で皆様方からいただければなと思っております。

まず、林委員からいただいておりますので、どうぞお願いします。

【林構成員】 林でございます。

2ページのところで、携帯ブロードバンドについてですが、「幅広い世代・地域において公私にわたり生活に密着した通信ツールとして普及しており、不可欠性を満たすと考えられるのではないか」という点ですが、さきほどソフトバンク様がこの点不可欠性の根拠として弱いのではないかとのご指摘がございましたが、私は、この記載は、携帯事業者は公共の電波を利用しているということを考慮に置いた記述として読めば、必ずしも根拠薄弱とはいえないと思っております。公共の財産である電波を利用する者の責務として、あまねく全国での提供や、利用しやすい料金での提供ということは、やはり社会から求められているんじゃないかなと思います。それをどういうふうに、実際、政策とか法律に構成するのは別問題ですけれども、そういったところは常に根底には念頭に置かなければ

ならないんじゃないかなと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

【KDDI】 KDDIの山本です。よろしいでしょうか。

【大橋座長】 よろしく申し上げます。

【KDDI】 繰り返しになりますが、基地局向けの光ファイバについて、事務局のほうから先ほど御説明がありましたが、相田先生からも御指摘がありましたということと、オブザーバーとしての発言をさせていただきました。

これは、先ほどの御説明が事務局のお考えということでございますが、これは今後議論をしっかりと進めていく上でのまだ案であると思っておりますので、今後議論しないかのような御説明はいかがかなと思いますので、今後改めて、相田先生の御指摘も含めて、しっかりと御議論いただきたいと思います。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかに、今後の論点の案出しも含めていただければ、参考にしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは本日は、こちらで一区切りとさせていただきます。大変多岐にわたる論点をいただきまして、ありがとうございます。

1点、三友委員からもあったのですが、理念とか目的というのはすごく重要だというのはおっしゃるとおり、ただ、この会議でそこを全面的に掲げられるかというのは、ちょっと難しいところもあるかもしれませんが、ただ皆さん、思いは一つにして議論していく必要はあるのかなという感じはします。

この手の議論は、すごく細かい話になりがちですが、そういう意味で、三友委員の一步下がって、俯瞰的に大つかみで物事を見ていくというふうな捉え方というのは、特にこの議論に関してはすごく重要だなというふうに私も感じました。以上を取りあえずコメントとさせていただきます。

本日、お忙しいところお時間いただきまして、ありがとうございました。最後に、事務局より、今後の予定について御説明いただければと思います。

【甚田事業政策課課長補佐】 事務局でございます。次回会合につきましては、自治体からのヒアリングも含め、本日お示しした論点について御議論いただく予定でございます。日程等の詳細につきましては、別途御連絡させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。最後に、もしおありでしたら御発言いただければと思いますけど、大丈夫ですか。ありがとうございました。

それでは、本日、これにて閉会とさせていただきたいと思います。熱心な御議論、本当に今日はありがとうございました。お疲れさまでした。

以上